

乳幼児・食物アレルギー問診票兼除去食指示書の使い方

食物アレルギーの乳幼児が増加し、除去食指示を求められる頻度が増えています。除去食指示書として厚労省作成の「保育所における（食物アレルギー・アナフィラキシー用）生活管理指導表（以下、乳幼児用指導表）」がありますが使いづらく、義務化されていないこともあって、現在ほとんど使われていません。

そこで、2016年から奈良県内の学校に導入された「食物アレルギー問診票」に、除去食を加味した「乳幼児食物アレルギー問診票兼除去食指示書」（以下「問診票兼指示書」と略）を作成しました。

「乳幼児用指導表」には、文科省の学校生活管理指導表にはない項目がありましたので、除去食などの部分を含めすべて取り入れました。除去食の内容は多様であり、鶏卵・小麦・ミルク・大豆については、「愛媛版アレルギー除去食に関する連絡書（2014）」を利用、短時間での診療が可能になるよう医師の省力化を試みました。

できあがった「問診票兼指示書」は、A4用紙1枚に納められ、表の面が乳児期の番外質問①・②と問1～問7、裏面が問8と指示書になります。問1～問7は「食物アレルギー問診票」と同じです。

表面の乳児期の番外質問①・②と、問1～問7、裏面の問8までを保護者に記入していただき、「保護者氏名」に署名をいただきます。

次に、医師の指示書とするために、いくつかの工夫をしています。

裏面の問8は、保護者と医師の記入の部分が異なります。保護者には、アレルギーが出たもの・除去中・または食べさせてない食物の、□印に、チェックを入れていただきます。一方医師には、除去が必要な食品の番号に○を付けていただきます。

また、表面の問4～問7は、除去中の食物が記載されているため、これを医師が除去指示できる体裁にしました。「その他除去すべき食べ物（医師記載）」とした、1・2・3・4の4項目です。医師が、項目番号に○を加えれば、その食物についての除去指示となります。

医師にはその他に、「食物除去の要・不要」、「緊急時の備え」、「除去見込み期間」、「その他の配慮」、「緊急時連絡先医療機関」、「食物アレルギー・アナフィラキシーの有無」を記載していただきます。

この問診票兼指示書は、厚労省の「乳幼児用指導表」のすべての内容が網羅されていますので、「乳幼児用指導表」と同じ役目を果たすことが出来ます。保育所・幼稚園の担当者から保護者に渡していただき、保護者が家庭で記入・署名し、医療機関に持参していただきます。難しい部分は医療機関の指導の下で記入し、医師が指示書となる部分を記入します。なお、医療機関にはコピーを残してください。

なお、「乳幼児用指導表」の印刷も可能になるように、乳幼児用エクセル問診票も開発しました。厚労省の「乳幼児用指導表」の印刷も、乳幼児用エクセル問診票も、現時点では不要です。